全国曹洞宗青年会●会則

第一章　総則

第一条(会の名称)
本会は、全国曹洞宗青年会と称する。

第二条(事務所の所在地)
本会は、事務所を東京都港区芝二丁目五番二号曹洞宗宗務庁内に置く。

第三条(会の目的)
本会は、古教照心の示訓を旨に自己の研鑽に努め、互いに乳水和合し、自由で創造的な活動を通じ、心豊かな社会の形成を目的とする。

第四条(会の組織)
本会は、前条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもって組織する。

第五条(会の事業)
本会は、第三条の目的を遂行するため、青年宗侶及び会員の智と力を結集して、以下の事業を行う。
①　現代の諸問題に関する研究及びその対応活動。
②　各曹洞宗青年会活動との連携及び支援、並びに親睦を図る。
③　教化活動並びに文化事業推進の研究開発及びその方策の実施。
④　情報誌の発刊並びに図書・資料の刊行及び紹介。
⑤　その他本会に必要と認められる事業。

第六条(事業年度)
本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七条(規程又は規則の制定)
一、本会は、この会則を実施するため、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第二章　会員

第八条(会員の種類)
本会の会員は、次の三種類とする。
①　正会員
満年齢十八歳以上四十歳以下の宗侶。ただし、事業年度内に四十一歳に達した場合は、当該事業年度内は正会員とする。
なお、団体にて加盟する場合は、その規定に準ずる。
②　賛助会員
本会の目的に賛同する者。
③　特別会員
本会が推薦する者。

第九条(入会)
一、本会に入会しようとする者は、本会が定める入会申込書を本会に提出して入会の申込をしなければならない。
二、本会に入会の申込をした者は、理事会において入会の承認を受けた後、当該年度の会費を支払ったとき、本会の会員になったものとする。

第十条(退会)
一、本会を退会しようとする者は、本会が定める退会申込書を本会に提出して退会の申込をしなければならない。
二、本会に退会の申込をした者は、理事会において退会の承認を受けたとき、本会を退会したものとする。

第十一条(会員の権利及び義務)
本会の会員は、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有し、会則その他の規定を遵守する義務を負い、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。

第三章　総会

第十二条(総会の種類)
一、総会は定期総会と臨時総会とする。
二、定期総会は毎年五月に開き、臨時総会は必要ある場合に随時これを開く。

第十三条(総会の組織)
総会は、本会正会員をもって組織する。

第十四条(総会の審議事項)
総会においては次の事項を審議する。
①　評議員会において総会に付することを相当と認めた事項。
②　事業計画及び事業報告に関する事項。
③　予算の議決及び決算の承認に関する事項。
④　会則の制定、変更に関する事項。
⑤　重要な資産の処分に関する事項。

第十五条(総会の招集手続)
一、総会は会長が招集する。
二、総会を招集するには、会日より三十日以前にその通知を発しなければならない。
ただし、緊急を要する場合には、その期間を短縮することができる。
三、前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。

第十六条(正会員による招集請求手続)
一、正会員は、会議の目的たる事項及び招集を必要とする理由を記載した書面を会長に提出して、臨時総会の招集を請求することができる。その場合、正会員総数の半数以上の同意を要する。
二、前項の場合において、会長がその請求を受けた日から三十日以内に招集の手続をしないときは、請求者自らその手続をすることができる。

第十七条(議長)
一、総会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。
二、議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理する。
三、総会において、会長に事故あるときは、副会長が議長の職務を行う。
四、会長及び副会長ともに事故あるときは、その総会において議長を定める。

第十八条(議決権)
一、総会における正会員の議決権は、一人につき一個とする。
二、正会員は、別に定める規程によって、その議決権を行使することができる。

第十九条(議決の方法)
一、総会における議決は、この会則に別段の定めがある場合を除いては、出席した正会員の過半数で決する。
なお、代理人をもって、その議決権を行使する正会員は、総会に出席したものとみなす。
二、議長は正会員として議決に加わることができない。可否同数のときは議長が決する。

第二十条(議事録)
一、総会の議事については、議事録を作り、議長及び出席した正会員二人以上が、これに署名押印して本会に保存するものとする。
二、正会員は、いつでも議事録を閲覧し、謄写することができる。

第四章　評議員会

第二十一条(評議員会の組織)
一、本会に評議員会を置く。
二、評議員会は、評議員、管区理事及び執行部をもって構成する。
三、評議員は、各曹洞宗青年会が一名を選出する。
四、評議員会には、必要に応じて評議員以外の者を出席させることができる。

第二十二条(評議員の職務)
評議員は、評議員会における審議内容及び結果を、その所属する各曹洞宗青年会に報告する。

第二十三条(審議事項)
一、評議員会においては、次の事項を審議する。
①　本会の規程の制定、変更に関する事項。
②　総会又は理事会から委託された事項。
③　総会に提出する議案に関する事項。
二、前項の審議事項に関し、評議員会において、総会における審議が必要と議決された議案については、その審議を総会に委託することができる。

第二十四条(評議員会の種類)
一、評議員会は定期評議員会と臨時評議員会とする。
二、定期評議員会は毎年五月に開き、臨時評議員会は必要ある場合に随時これを開く。

第二十五条(評議員会の招集手続)
一、評議員会は会長が招集する。
二、評議員会を招集するには、会日より三十日以前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、その期間を短縮することができる。
三、前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。

第二十六条(評議員による招集請求手続)
一、評議員総数の二分の一以上の評議員は、会議の目的たる事項及び招集を必要とする理由を記載した書面を会長に提出して、臨時評議員会の招集を請求することができる。
二、前項の場合において、会長がその請求を受けた日から三十日以内に招集の手続をしないときは、請求者自らその手続をすることができる。

第二十七条(議決権及び定足数)
一、評議員会における評議員の議決権は、一人につき一個とする。
二、評議員は、代理人をもって、その議決権を行使することができる。
三、前項の場合、代理人は、正会員に限り、その代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
四、第三項の代理人は、正会員に限り、また一名で一名を超える評議員を代理することができない。
五、評議員の三分の二以上出席しなければ開会することができない。ただし、代理人によって出席する評議員も評議員会に出席したものとみなす。

第二十八条(準用事項)
第十七条(議長)、第十八条一項(議決権)、第十九条(議決の方法)及び第二十条(議事録)の規定は、評議員会について準用する。

第五章　理事会

第二十九条(理事会の組織)
一、本会に理事会を置く。
二、理事会は、管区理事及び執行理事をもって組織する。
三、管区理事は、各管区において一名選出する。
四、執行理事は、会長及び副会長とする。
五、理事会には、必要に応じて管区理事及び執行理事以外の者を出席させることができる。

第三十条(理事の職務)
理事は、理事会を構成し、各管区曹洞宗青年会の相互連絡を図る。

第三十一条(審議事項)
理事会においては、次の事項を審議する。
①　本会の運営に関する事項。
②　総会及び委員会の運営に関する事項。
③　本会の規則の制定、変更に関する事項。
④　評議員会に付する議案に関する事項。
⑤　総会又は評議員会から委託された事項。
⑥　その他本会の運営に必要と思われる事項。

第三十二条(定足数)
理事会は、全理事の過半数出席しなければ開会することができない。

第三十三条(準用事項)
第十五条一項(招集)、第十八条一項(議決権)、第十九条(議決の方法)及び第二十条(議事録)の規定は、理事会について準用する。

第六章　名誉総裁、名誉会長、顧問

第三十四条(名誉総裁、名誉会長、顧問の設置)
一、本会は、両大本山貫首を名誉総裁とする。
二、本会は、宗務総長を名誉会長とする。
三、本会は、顧問を置くことができる。顧問は理事会の議を経て選任する。

第七章　執行部

第三十五条(執行部の組織)
一、本会に執行部を置く。
二、執行部は、会長一名、副会長三名、各委員会委員長一名、事務局長一名、事務局員若干名、会計一名をもって構成する。

第三十六条(執行部の職務)
一、会長は、本会を代表し、会務を統理する。
二、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を行う。
三、副会長が会長の職務を行う順位は、副会長の協議による。
四、執行部は、総会、理事会及び評議員会の決議を尊重してその職務を行わなければならない。

第三十七条(執行部の選任)
一、会長、副会長及び執行部は、正会員の中から総会で選任する。
二、前項に関するほか、会長、副会長及び執行部の選任に関する規程は、「全国曹洞宗青年会執行部選考に関する規程」に従って選任する。

第三十八条(執行部の任期)
執行部の任期は二年とし、選任された年の定期総会開催日をもって始期とする。

第三十九条(欠員の執行部の選任)
一、執行部のうち欠員が生じた場合は、速やかに、その後任者を選任しなければならない。
二、後任者の執行部の任期は、前任者の残任期間とする。
三、任期の満了によって退任する執行部は、新たに選任された執行部が就任するまで、引き続きその職務を行う。

第八章　監事

第四十条(監事)
一、本会に監事を置く。
二、監事は二名とする。
三、監事は、理事会が推薦し、総会で選任する。
四、監事は、本会の会務及び財務を監査し、会の運営の健全化を図る。
五、監事は、本会の全ての会議に出席することができる。

第九章　委員会

第四十一条(委員会の設置)
本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために必要な委員会を設置する。

第四十二条(委員会の組織)
一、委員会は、委員長一名のほか、委員若干名をもって構成する。
二、委員長は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。
三、委員は、正会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。
四、各委員会は、必要があると認めるときは、副委員長若干名を置くことができる。
副委員長は、委員が互選する。

第四十三条(委員会の職務)
一、委員長は、委員会を主宰する。
二、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、委員長の職務を行う。
三、副委員長が委員長の職務を行う順位は、副委員長の協議による。

第四十四条(規則への準用)
前二条に規定するもののほか、各委員会の組織、職務及び議事手続について必要な事項は、規則をもって定めるものとする。

第四十五条(特別委員会)
一、本会は、必要があると認めるときは、理事会の議を経て、特定の事項を行わせるため、特別委員会を置くことができる。
二、特別委員会の組織、職務及び議事手続について必要な事項は規則をもって定めることができる。

第十章　事務局

第四十六条(事務局の組織)
一、本会に、事務局を置く。
二、事務局は、事務局長一名、事務局次長一名、庶務若干名、常任幹事一名、幹事若干名をもって構成する。
三、事務局長、事務局次長及び庶務は、会長が指名し、理事会及び評議員会の議を経て選任する。また、常任幹事は宗務庁担当課長とし、幹事若干名は宗務庁担当課書記があたる。

第四十七条(事務局の職務)
一、事務局は、本会の一切の事務を処理する。
二、事務局長は、事務局を統括する。
三、事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が欠けたとき又は事務局長に事故あるときは、事務局長の職務を行う。
四、庶務は、事務局長を補佐する。
五、常任幹事は局務を掌握し、幹事は会務に従事する。

第十一章　会計、資産及び会費

第四十八条(会計年度及び会計種別)
一、本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
二、本会の会計は一般会計、特別会計、基金会計とする。
三、本会は、特別の事業を実施するために必要があるときは、理事会の議を経て特別会計を設置することができる。

第四十九条(経費)
本会の経費は、会費、賛助費、宗務庁助成金及び寄付その他の収入をもって支弁する。

第五十条(会計)
一、本会の資産は、会計が管理する。